

(別添)

## ふれあいの森林づくり表彰実施要領

昭和60年8月20日制定  
平成11年8月13日改正  
平成14年8月13日改正  
平成16年8月27日最終改正  
国土緑化推進機構

### 1. 趣 旨

分収林制度等を活用し、都市の活力を山村に導入して、国民が一体となって森林を守り育てることを目的とする「ふれあいの森林（もり）づくり」は、いまや国土緑化運動の一環として、国家的視野のもとに推進されているが、このふれあいの森林づくりの発展に資するため、表彰を行うものである。

### 2. 表彰の対象

ふれあいの森林づくりにより、緑化の推進に顕著な実績をあげた市町村等（特別区、財産区、森林組合及び森林ボランティア団体を含む。）とする。

なお、「ふれあいの森林づくり」とは、農山村と都市との連携、交流等により、分収林、緑の募金、森林ボランティア等（以下「分収林制度等」という。）を活用して森林整備を行い、都市住民、青少年、児童生徒等のふれあいの場となる森林づくりをいう。

### 3. 表 彰

(1) 表彰は、次の感謝状とする。

国土緑化推進機構会長賞（4点以内）

国土緑化推進機構理事長賞（若干）

(2) 表彰は、毎年秋期に開催される全国育樹祭において行う。

### 4. 推 薦

(1) 都道府県知事は、推薦しようとする管下の市・町・村等（前年度にこの要領による国土緑化推進機構会長賞を受けたものを除く。）について、下記事項を考慮の上、別紙様式による調書を作成し、国土緑化推進機構に提出するものとする。

(ア) 分収林制度等の活用による森林づくりの状況

(イ) 農山村と都市との交流の状況

(ウ) 都市住民等の森林づくりへの参加の状況

(2) 推薦は、各都道府県につき1点とする。

### 5. 選 考

(1) 国土緑化推進機構に中央表彰委員会を設ける。

(2) 中央表彰委員会の委員は、国土緑化推進機構理事及び学識経験者の中から、国土緑化推進機構理事長が選び委嘱する。

(3) 中央表彰委員会は、4により提出された推薦調書をもとに被表彰市町村等を選考し、（必要に応じて現地調査を行い）決定する。